

名古屋市告示第151号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

令和8年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

要件に該当しなくなった者の名称	要件に該当しなくなった者の所在地	要件に該当しなくなった日
学校法人中部大学	愛知県春日井市松本町 1200番地	令和8年4月1日

名古屋市財政局税務部税制課